技能実習評価試験会場における 新型コロナウィルスへの対応について

日頃より、技能実習評価試験の実施にご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、中華人民共和国湖北省武漢を発生源とし国際的に感染が急速に拡大している新型コロナウィルスによる肺炎について、世界保健機関(WHO)は国際的な公衆衛生上の「緊急事態」を宣言しました。これを受け我が国は、2月1日から新型コロナウィルスを政令にて「指定感染症」に指定し、感染者の「強制入院」「就業制限」が法的に実施されます。

当協会においても、政府の政令を受け、技能実習評価試験を受検される実習生の皆様や引率の方々の健康管理を第一とし、監理団体等から新型コロナウィルスの感染者を発生させない為に、下記の予防策を徹底致します。

受検者、引率者及び試験関係者等の皆様におかれましてはご不便をおかけいたしますが、 ご理解を頂きますようお願い致します。

記

- 1 試験の前日や当日、咳や発熱などの症状がある場合は、必ず申し出る事。
- 2 試験会場においては、必ずマスクを着用すること。
- 3 試験会場や控え室に入室する場合は、消毒液にて消毒後入室をお願いします。
- 4 トイレを使用する場合は、使用前に手洗いを行い、使用後も手洗いを実施して下さい。

以上、技能実習生と関係者の健康管理のために厳守をお願いいたします。

一般社団法人 日本ソーイング技術研究協会 事務局